

令和5年度～令和6年度
紀宝町小規模工事等希望者登録申請書提出要領

紀宝町役場総務課

1. 受付期間

令和5年2月6日（月）から随時受付

※午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

2. 提出先

〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地

紀宝町役場総務課 TEL 0735-33-0333

3. 提出方法

持参または郵送による。（ファイル綴じは不要です。）

4. 有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

※ただし、4月1日以降に申請した者の有効期限は、登録日から令和7年3月31日までとする。

5. 申請者の要件

入札参加資格を申請できる方は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの
- (2) 紀宝町入札参加資格者名簿に登載されていないもの
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有するもの
- (4) 町税を滞納していないもの

6. 提出書類一覧表

	提出書類	様式等	要否	備考
1	紀宝町小規模工事等希望者登録申請書	様式第1号	○	
2	契約実績調書	様式第2号	○	
3	町税の完納証明書		○	
4	履歴事項全部証明書	複写可	○	法人の場合
	身分（身元）証明書	複写可	○	個人の場合
5	資格・認可等の証明書	複写可	△	様式第1号で記載した資格・認可等を証明するもの

○：必須、△：該当する場合のみ提出

7. 提出書類の作成上の注意事項

(1) 紀宝町小規模工事等希望者登録申請書【様式第1号】

- ① 「使用印鑑」欄には、見積書や契約書等に使用するものを押印してください。
- ② 「希望業種」の「コード」・「名称」欄には、別表の「小規模工事等の種類」に記載のコード番号及び小規模工事等の種類を記入してください。また、「具体的な工事等の内容」欄には、実際に行うことが可能な工事等の内容を記入してください。
- ③ 「資格・免許を有する場合は、その名称・種類等」欄については、希望業種の工事を行ううえで、必要となる法令上の資格・許可・認可等の名称等を記入し、その資格・許可・認可等の写しを添付してください。

(2) 契約実績調書【様式第2号】

- ① 希望業種ごとに作成してください。
- ② 申請書の提出日から**過去5年間**で、希望業種に関し、紀宝町または他の官公署等との契約実績がある場合はその内容を記入してください。
- ③ 契約件数が多数の場合は、契約金額等の大きな実績から順に記入してください。
- ④ 工事内容は、できるだけ詳しく記入してください。

8. 添付書類

(1) 履歴事項全部証明書または身分（身元）証明書〔いずれも複写可〕

法人の場合は履歴事項全部証明書を、個人の場合は本籍地の市区町村長が発行する身分（身元）証明書を添付してください。

(2) 完納証明書

町税の完納証明書

別表

小規模工事等の種類

コード	小規模工事の種類	コード	小規模工事の種類
010	建築一式	100	板金
020	大工	110	ガラス
030	左官	120	塗装
040	屋根	130	防水
050	電気	140	内装仕上
060	管	150	機械器具設置
070	タイル・れんが・ブロック	160	電気通信
080	鋼構造物	170	造園
090	鉄筋	180	建具